

	<h1>和歌山市公報</h1>	令和7年（2025年）7月15日 第1803号
		発行所 和歌山市役所 発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号	ページ
58 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	3
59 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	4
60 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域包括支援課）	5

### 【告示】

234 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	6
235 公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	7
236 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
237 あらたに生じた土地の確認・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	9
238 字の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	10
239 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
240 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	12
241 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
243 公示送達（令和7年度固定資産税及び都市計画税納税通知書）・・・・・・・・（資産税課）	14
244 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・（納税課）	15
245 公示送達（令和7年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	16
246 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	17
247 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	18
248 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	19
249 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	20

### 【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	21
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	22
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	23

### 【選挙管理委員会告示】

40 委員の解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	24
41 参議院議員通常選挙における期日前投票所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	25
42 参議院議員通常選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	26
43 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	27

44	参議院議員通常選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ・・・	(選挙管理委員会事務局)	28
45	参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時・・・	(選挙管理委員会事務局)	29
46	参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・	(選挙管理委員会事務局)	30
47	選挙管理委員会の招集・・・	(選挙管理委員会事務局)	31
<b>【 教育委員会告示 】</b>			
9	教育委員会の招集・・・	(教育政策課)	32
<b>【 農業委員会公告 】</b>			
○	農業委員会総会の招集・・・	(農業委員会事務局)	33
<b>【 企業局告示 】</b>			
25	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・	(企業総務課)	34
26	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・	(企業総務課)	35
<b>【 その他（自治功労賞の贈呈） 】</b>			
○	自治功労章の贈呈・・・	(秘書課)	36

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月2日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第58号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

（和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正）

第3条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年規則第47号）の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第4条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定及び第10条の規定による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則第8条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和7年7月2日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第59号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則（平成18年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（裏面）及び別記様式第9号（裏面）中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第1号又は別記様式第9号により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の別記様式第1号又は別記様式第9号によるものとみなす。

（令和7年7月14日揭示済）

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市規則第60号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「800,000円」を「809,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条第8項の規定は、この規則の施行の日以後に介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等が受けた同号の規定による第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則第5条の規定による高額第1号事業支給費について適用し、この規則の施行の日前に介護保険法第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等が受けた同号の規定による第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則第5条の規定による高額第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

（令和7年7月15日揭示済）

和歌山市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年7月3日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
25-26	神前和田線	和歌山市和田1199番3地先 ～ 和歌山市和田1200番4地先	旧	8.10	2.3
			新	8.10	4.0

(令和7年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第235号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年7月4日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第1期の納期は、令和7年7月14日に変更する。
令和6年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和7年7月4日揭示済）

## 和歌山市告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年7月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
24-42	田井の瀬岩橋線	和歌山市栗栖46番1地先 ～ 和歌山市岩橋1088番4地先	旧	207.05	2.6 ～ 4.1
			新	207.05	6.0 ～ 8.1
24-55	西和佐55号線	和歌山市岩橋1088番5地先 ～ 和歌山市岩橋1088番2地先	旧	52.89	2.0 ～ 2.5
			新	52.89	6.0
24-94	西和佐94号線	和歌山市栗栖46番1地先 ～ 和歌山市栗栖46番2地先	旧	6.00	5.9
			新	6.00	7.2
36-23	藤田里線	和歌山市里265番8地先 ～ 和歌山市里270番2地先	旧	36.23	4.5 ～ 5.5
			新	36.23	6.0

(令和7年7月4日揭示済)

**和歌山市告示第237号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和7年7月8日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面埋立地

257.21平方メートル

（令和7年7月8日揭示済）

**和歌山市告示第238号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

令和7年7月8日

和歌山市長 尾花正啓

次の区域を和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する。

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面埋立地

257.21平方メートル

（令和7年7月8日揭示済）

和歌山市告示第239号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年7月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月21日及び同月27日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月24日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和7年7月9日揭示済)

和歌山市告示第240号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年7月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び黒田公園	令和7年6月16日、同月17日、同月18日、同月20日及び同月26日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和7年7月9日揭示済)

**和歌山市告示第241号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月9日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 処分理由  
移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため
- 2 処分年月日  
令和7年7月10日
- 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和7年3月22日	令和7年4月9日
J R和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和7年3月17日	令和7年4月9日
南海和歌山市駅前周辺自 転車等放置禁止区域	令和7年3月18日及び28日	令和7年4月9日
和歌山市内一円市道上	令和7年3月18日、19日、28日 及び31日	令和7年4月9日

- 4 処分自転車等の保管場所  
名称 紀和駅前自転車等保管所  
所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
電話 422-4100

(令和7年7月9日揭示済)

**和歌山市告示第243号**

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年7月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和7年度第1期分の納期限は、令和7年7月31日とする。  
(別紙省略)

(令和7年7月11日揭示済)

**和歌山市告示第244号**

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年7月11日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年7月11日揭示済）

**和歌山市告示第245号**

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和7年度 市民税県民税森林環境税納税通知書  
(別紙省略)

(令和7年7月14日揭示済)

## 和歌山市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 05816	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス 和歌山市新中島63-5	通所介護	令和7年6月30日
30701 06046	株式会社つぼみ	つぼみ介護サービス 和歌山市坂田744番地32	訪問介護	令和7年6月30日
30901 00714	社会福祉法人安原福祉会	あいの里第2小規模多機能型居宅介護事業所 和歌山市松原306番地の1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	令和7年6月30日
30901 01308	株式会社作業ライフ	ナイトデイサービスひかり 和歌山市和歌浦南2丁目3-11	地域密着型通所介護	令和7年6月30日

(令和7年7月15日揭示済)

和歌山市告示第247号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 05816	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス 和歌山市新中島63-5	予防給付型通所 サービス	令和7年6月30日
30701 06046	株式会社つぼみ	つぼみ介護サービス 和歌山市坂田744番地3 2	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和7年6月30日
30901 01308	株式会社作業ライフ	ナイトデイサービスひかり 和歌山市和歌浦南2丁目3 -11	予防給付型通所 サービス	令和7年6月30日

(令和7年7月15日揭示済)

和歌山市告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文による指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01928	社会福祉法人紀三福祉会	リハビリ特化型デイサービス R edish 和歌山市布引240-2	地域密着型通所 介護	令和7年7月1日

(令和7年7月15日揭示済)

和歌山市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15021	合同会社陽葵	ヘルパーステーション陽葵 和歌山市和歌浦東2丁目 9-61 ネクサス和歌浦I302	生活支援型訪問サービス	令和7年7月1日
30901 01928	社会福祉法人紀三福社会	リハビリ特化型デイサービス Redish 和歌山市布引240-2	予防給付型通所サービス	令和7年7月1日

(令和7年7月15日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市山口西字渡井掛27番1、29番1、30番1、31番、32番1、33番1、楠本字井戸366番2、367番1、368番1、水路、里道	和歌山市十一番丁10番地Jamビル 株式会社アクティブマドリード 代表取締役 依岡善明

(令和7年7月3日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月7日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字南沖田133番1、134番1、135番2、寺内字南沖田700番2、701番1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

(令和7年7月7日揭示済)

公 告

令和7年8月9日に実施する和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

令和7年7月14日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人

（令和7年7月14日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
5,996人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
99,930人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
49,965人

（令和7年7月2日揭示済）

## 和歌山市選挙管理委員会告示第41号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を、次のとおり定める。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山商工会議所1階 和歌山市選挙管理委員会事務局	和歌山市西汀丁36番地	令和7年7月4日（金）～ 令和7年7月19日（土）
和歌山市 河北コミュニティセンター1階	和歌山市市小路192番地3	
和歌山市 東部コミュニティセンター1階	和歌山市寺内665番地	
和歌山市 南コミュニティセンター3階	和歌山市紀三井寺856番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川1階	和歌山市直川326番地7	
和歌山市 河南コミュニティセンター1階	和歌山市布施屋41番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀805番地1	
イオンモール和歌山3階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台23番地	

（令和7年7月3日揭示済）

## 和歌山市選挙管理委員会告示第42号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票所及び不在者投票を行う場所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山3階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

## 開始時刻

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階     | 午前9時  |
| (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階     | 午前9時  |
| (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階      | 午前9時  |
| (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階      | 午前9時  |
| (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階     | 午前9時  |
| (6) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 | 午前9時  |
| (7) イオンモール和歌山3階イオンスタイル前    | 午前10時 |

(令和7年7月3日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第43号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

期日前投票所	和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階 市選挙管理委員会事務局
	和歌山市市小路192番地3 和歌山市河北コミュニティセンター1階
	和歌山市寺内665番地 和歌山市東部コミュニティセンター1階
	和歌山市紀三井寺856番地 和歌山市南コミュニティセンター3階
	和歌山市直川326番地7 和歌山市さんさんセンター紀の川1階
	和歌山市布施屋41番地 和歌山市河南コミュニティセンター1階
	和歌山市小雑賀805番地1 オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横
	和歌山市ふじと台23番地 イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

(令和7年7月3日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第44号**

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和7年7月3日（木）午後5時30分

（令和7年7月3日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第45号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 場所 和歌山市土入318番地1 和歌山市立市民体育館
- 2 日時 令和7年7月20日（日） 午後9時30分

（令和7年7月3日揭示済）

**和歌山市選挙管理委員会告示第46号**

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和7年7月17日（木） 午後5時30分

（令和7年7月3日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第47号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年7月11日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和7年7月20日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任の一部改正について

（令和7年7月11日揭示済）

**和歌山市教育委員会告示第9号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年7月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和7年7月9日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 6月定例会市議会について
  - (2) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱及び任命について
  - (3) 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - (4) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
  - (5) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
  - (6) 学校運営協議会委員の任命について
  - (7) 令和8年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
  - (8) その他

（令和7年7月4日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年7月7日

和歌山市農業委員会  
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和7年7月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (6) 非農地通知について

(令和7年7月7日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和7年7月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市八番丁9番地パーク 県信ビル701号 株式会社ReR 代表取締役 白井 康祐	株式会社ReR	和歌山市八番丁9 番地パーク県信ビ ル701号	令和7年6月20 日	第661 号
和歌山市川辺4番地8 株式会社ユー・テクノサービ ス 代表取締役 武田 元明	株式会社ユー・ テクノサービス	和歌山市川辺4番 地8	令和7年6月20 日	第662 号

（令和7年7月8日揭示済）

## 和歌山市企業局告示第26号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年7月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 イワタニ近畿株式会社 代表取締役社長 根本 有二郎	イワタニ近畿株式会社	和歌山市下三毛44番地の7	令和2年8月19日	第607号
和歌山市北島100番地の14 有限会社友渕建設工業 取締役 友淵 勝成	有限会社友渕建設工業	和歌山市北島100番地の14	平成10年4月21日	第200号
和歌山県御坊市湯川町小松原字瀬崎坪613番地の2 紀南電設株式会社 代表取締役 東濱 貴史	紀南電設株式会社	和歌山県御坊市湯川町小松原字瀬崎坪613番地の2	平成10年11月11日	第226号
和歌山県海南市岡田9番地の4 有限会社カメガワ住宅設備 代表取締役 川端 真臣	有限会社カメガワ住宅設備	和歌山県海南市岡田9番地の4	平成10年10月13日	第222号
和歌山市宇須四丁目2番15号 株式会社タニノプラント産業 代表取締役 谷野 博昭	株式会社タニノプラント産業	和歌山市宇須四丁目2番15号	平成10年9月9日	第217号
和歌山市出島207番地 有限会社亀井設備 取締役 亀井 良記	有限会社亀井設備	和歌山市出島207番地	平成10年4月24日	第170号

(令和7年7月8日揭示済)

次の者は、本市自治行政の振興及び公益増進について功績が顕著でありましたので、令和7年7月5日、和歌山市自治功労者礼遇条例（昭和30年条例第6号）の定めにより、和歌山市自治功労章を贈呈しました。

令和7年7月7日

和歌山市長 尾花正啓

令和7年度和歌山市自治功労章受章者

番号	氏名	番号	氏名
3459	有田 昌純	3473	谷 正之
3460	池田 直弘	3474	土橋 弘
3461	石本 ひとみ	3475	外山 貞三
3462	市川 英治	3476	永井 政宏
3463	臼井 正夫	3477	永田 弘文
3464	岡本 都	3478	野間 弓子
3465	河嶌 保儀	3479	藤井 勝
3466	木村 清	3480	別所 克世
3467	熊代 安雄	3481	松下 美紀
3468	小谷 明	3482	南方 恒二
3469	小林 一三	3483	宮崎 勝成
3470	酒井 良政	3484	向畑 千早
3471	関 善行	3485	森 将洋
3472	瀧本 和彦	3486	山本 順次

<敬称略>

(令和7年7月7日揭示済)